平成１６年（排）第１０号

排　除　命　令　書

札幌市南区藻岩下三丁目７番１５号
有限会社清野クラフト
同代表者　代表取締役　清野　茂

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　有限会社清野クラフトは，一般消費者の誤認を排除するために，直営小売店舗において一般消費者に販売した水産加工食品であるカニ類のうちアブラガニの取引に関し，平成１５年１２月ころに行った，アブラガニであるにもかかわらず，あたかもタラバガニであるかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　有限会社清野クラフトは，今後，水産加工食品であるカニ類の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

３　有限会社清野クラフトは，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　有限会社清野クラフト（以下「清野クラフト」という。）は，肩書地に本店を置き，菓子，海産物等の観光土産品の小売業を営む事業者である。

２(1)　清野クラフトは，取引先卸売業者から，ゆでた上で冷凍されたカニを仕入

れ，札幌市に所在する「おみやげの店こぶしや」と称する店舗及び「産直工房こぶしや」と称する店舗の陳列棚に並べ，単品で，又は他の魚介類と組み合わせて，主として観光客向けに販売している。

(2)ア タラバガニは，主として日本海から北海道沿岸，オホーツク海，ベーリング海の海域に生息し，甲羅の心域部に６つの突起物を持ち，また，アブラガニは，主としてベーリング海北部の海域に生息し，甲羅の心域部に４つの突起物を持ち，それぞれ，エビ目タラバガニ科タラバガニ属に属する甲殻類の生物であるところ，両者は，形状が類似している。

イ 平成１５年３月，水産庁から，魚介類の名称について「種名」（標準和名）を記載することを原則とする指針が公表され，また，タラバガニ及びアブラガニについては，札幌市中央卸売市場等において，区別して取引され，さらに，流通段階における取引価格はタラバガニの方がアブラガニよりも高い状況にある。

ウ タラバガニは，アブラガニに比べ一般消費者における知名度が高く，一般に，高級なものとして認知されている。

３ 清野クラフトは，前記２(1)のカニの販売に当たり，平成１５年１２月ころ

(1) 「おみやげの店こぶしや」と称する店舗において，陳列棚に，「タラバガニ姿 ボイル７００ｇ １尾 ￥２８００」と記載した札，「タラバ・帆立セット タラバガニ ７００×１尾 殻付き帆立貝 ５枚 ￥３６８０」と記載した札等を

(2) 「産直工房こぶしや」と称する店舗において，陳列棚に，「オホーツク産タラバガニ姿 ボイル（冷凍）７００ｇ １尾 ２８００円」と記載した札，「タラバ帆立セット タラバガニ７００ｇ １尾 殻付き帆立貝 ６枚 ３４８０円」と記載した札等を

それぞれ掲示することにより，あたかも，当該商品がタラバガニであるかのように表示していたが，実際には，アブラガニであった。

法 令 の 適 用

上記事実によれば，清野クラフトは，アブラガニについて，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，不当景品類及び不当表示防止法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１６年６月３０日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄